

特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインの一部を改正する決定(案)

特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>◀留意事項▶ <行政機関や独立行政法人等からの受入れ> ○ [略] ○ 識別番号の付与、利用制限事由の該当性の事前審査を行い、目録を作成した上で、原則1年以内に排架を行う。受入れを行った歴史公文書等は、排架されるまで国民は利用できないが、国民が長期間利用できなくなるよう、できるだけ速やかに排架することが望ましい。他方、受け入れる歴史公文書等が著しく大量の場合、著しく状態が悪く修復等の処置に相当時間を要する場合、大規模な自然災害等が発生した場合等、客観的かつ合理的理由により排架までに時間を要する場合も想定されることから、館において1年以内の排架が極めて困難な場合には、この限りではない。</p> <p>○ <u>公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年政令第250号)第10条第2号の協議により外務大臣が独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。)の設置する公文書館に移管することとした行政文書ファイル等に相当するものが同令第2条第1項第2号で指定された施設(外務省大臣官房総務課外交史料館)に既に移管されている場合には、外務大臣と内閣総理大臣の合意により国立公文書館の設置する公文書館に管理換えを行うことができる。管理換えの対象となる特定歴史公文書等及び管理換えの手順については、外交史料館長が国立公文書館長と協議して定めることとする。</u></p> <p>[略]</p> <p><寄贈・寄託された文書の受入れ> ○ [略] ○ 寄贈又は寄託の場合、一般的には、寄贈又は寄託の契約行為を成立させる上で、点数等を確定した、寄贈又は寄託を希望する文書等一覧の作成や利用条件を設定し、契約の発効をもって受入れの起点とし、そこから原則1年以内の排架を行うものと解する。</p> <p>[削る。]</p>	<p>◀留意事項▶ <行政機関や独立行政法人等からの受入れ> ○ [同左] ○ 識別番号の付与、利用制限事由の該当性の事前審査を行い、目録を作成した上で、原則1年以内に排架を行う。受入れを行った歴史公文書等は、排架されるまで国民は利用できないが、国民が長期間利用できなくなるよう、できるだけ速やかに排架することが望ましい。他方、受け入れる歴史公文書等が著しく大量の場合、著しく状態が悪く修復等の処置に相当時間を要する場合、大規模な自然災害等が発生した場合等、客観的かつ合理的理由により排架までに時間を要する場合も想定されることから、館において1年以内の排架が極めて困難な場合には、この限りではない。</p> <p>[加える。]</p> <p>[同左]</p> <p><寄贈・寄託された文書の受入れ> ○ [同左] ○ 寄贈又は寄託の場合、一般的には、寄贈又は寄託の契約行為を成立させる上で、点数等を確定した、寄贈又は寄託を希望する文書等一覧の作成や利用条件を設定し、契約の発効をもって受入れの起点とし、そこから原則1年以内の排架を行うものと解する。</p> <p>○ <u>寄贈・寄託された文書(以下「寄贈・寄託文書」という。)の利用の制限を行う範囲、期間については、寄贈者・寄託者の意向を尊重して設定する(法第16条第1項第4号)。</u>寄贈・寄託文書の場合、法第16条第1項第1号又は第2号に基づく利用制限は適用されないことから、例えば、第三者に関する情報等、利用制限の範囲を誤らないよう、寄贈・寄託者の意向を踏まえながら、慎重に利用制限条件の設定を行うことが大切である。また、利用を制限する場</p>

○ 利用の制限に関する設定を済ませた後は、行政機関及び独立行政法人等から受入れた場合と同様、生物被害への対処、簡単な措置（綴じ直し、皺伸ばし、不要な付せん・クリップ・ホチキスの針の取外し等）、電子媒体へのコンピュータウイルス対策、電磁的記録の見読性を確保するための媒体変換等、保存に必要な措置を施す。

保存に必要な措置を施した特定歴史公文書等は、識別番号の付与を行い、目録を作成した上で、原則1年以内に排架を行う。

受入れを行った寄贈・寄託された文書（以下「寄贈・寄託文書」という。）は、排架されるまで国民は利用請求できないことになるが、国民が利用請求権を長期間行使できないようにならないよう、できるだけ速やかに排架することが望ましい。他方、受け入れる寄贈・寄託文書が著しく大量の場合、著しく状態が悪く修復等の処置に相当時間を要する場合、大規模な自然災害等が発生した場合等、客観的かつ合理的理由により排架までに時間を要する場合も想定されることから、館において1年以内の排架が極めて困難な場合には、この限りではない。

[略]

≪留意事項≫

<利用請求の手続>

○ [略]

○ 利用請求に係る特定歴史公文書等が大量に及び、処理に長期間を要するような場合には、利用請求者間のバランス確保の必要性や事務遂行上の支障等の事情を説明し、分割請求にしてもらうよう要請する。ただし、利用請求の内容は、請求者の意思によるので、要請を拒否された場合には、第15条第4項の適用等により処理を行うものとする。

○ 館は、利用請求への対応に係る各館の個別の事情を踏まえ、利用請求者において利用請求に係る特定歴史公文書等のうち利用を希望する具体的な範囲が特定でき、特定することが利用審査の効率化に資すると判断した場合には、当該範囲を対象として利用決定を行うことができる（当該範囲以外の部分には被覆して利用に供すること等が考えられる。）。このため、利用請求書の標準様式において、利用を希望する具体的な範囲について任意の記載欄を設けておくことも考えられる。

○ [略]

<寄贈・寄託文書の利用制限の設定>

○ 寄贈・寄託文書の利用の制限を行う範囲、期間については、寄贈者・寄託者の意向を尊重して設定する（法第16条第1項第4号）。寄贈・寄託文書の場合、法第16条第1項第1号又は第2号に基づく利用制限は適用されないものの、当該文書に同項第1号又は第2号に相当する情報が含まれ得ることを考慮し、例えば、第三者に関する情報等、利用制限の範囲を誤らないよう、寄贈・寄託者の意向を踏まえながら、慎重に利用制限条件の設定を行うことが大切である。また、利用を制限する場合の期間については、法において「一定の期間」との規定がなされていることから、無期限ではなく、時の経過を考慮した上で、有期の期間を設定するものとする。利用決定に当たって、館は必要に応じて、関係する行政機関等に対し意見を求めるものとする。

合の期間については、法において「一定の期間」との規定がなされていることから、無期限ではなく、有期の期間を設定するものとする。

○ 利用の制限に関する設定を済ませた後は、行政機関及び独立行政法人等から受入れた場合と同様、生物被害への対処、簡単な措置（綴じ直し、皺伸ばし、不要な付せん・クリップ・ホチキスの針の取外し等）、電子媒体へのコンピュータウイルス対策、電磁的記録の見読性を確保するための媒体変換等、保存に必要な措置を施す。

保存に必要な措置を施した特定歴史公文書等は、識別番号の付与を行い、目録を作成した上で、原則1年以内に排架を行う。

受入れを行った寄贈・寄託文書は、排架されるまで国民は利用請求できないことになるが、国民が利用請求権を長期間行使できないようにならないよう、できるだけ速やかに排架することが望ましい。他方、受け入れる寄贈・寄託文書が著しく大量の場合、著しく状態が悪く修復等の処置に相当時間を要する場合、大規模な自然災害等が発生した場合等、客観的かつ合理的理由により排架までに時間を要する場合も想定されることから、館において1年以内の排架が極めて困難な場合には、この限りではない。

[同左]

≪留意事項≫

<利用請求の手続>

○ [同左]

○ 利用請求に係る特定歴史公文書等が大量に及び、処理に長期間を要するような場合には、利用請求者間のバランス確保の必要性や事務遂行上の支障等の事情を説明し、分割請求にしてもらうよう要請する。ただし、利用請求の内容は、請求者の意思によるので、要請を拒否された場合には、第15条第4項の適用等により処理を行うものとする。

[加える。]

○ [同左]

[加える。]

[略]

第2節 利用の促進

(簡便な方法による利用等)

第22条 [略]

2 館は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。ただし、法令の規定により利用に供する際の条件等が定められている場合はこの限りでない。

《留意事項》

<簡便な方法による利用等>

○ [略]

○ 少なくとも目録上において「全部利用」とされている特定歴史公文書等については、インターネットの利用等により、一般に広く公開することができるため、法令により利用に供する際の条件等が定められている場合を除き、こうした取組についても積極的にを行うよう努めるものとする。

また、インターネットの利用等により公開されている特定歴史公文書等は、特段の手続を経ることなく利用することが可能であるため、インターネット上で公開されている目録において、どの特定歴史公文書等がインターネットの利用等により公開されているのか判別できるようにしておくこととする。さらに、インターネットにおいて公開されている特定歴史公文書等に関する情報(インターネット上のデジタル画像のアドレス等)を合わせて伝えるなど、利用者に不要に手間を取らせることのないよう留意する。

なお、著作権者等から許諾等が必要なものは、許諾等を得た上で公開を行う必要があることに留意する必要がある。

[略]

《留意事項》

<研修の意義>

○ [略]

○ 例えば、地方公共団体等において公文書館が設置されている現状や今後の人材育成の必要性を踏まえれば、できるだけ多くの人に対して歴史公文書等の保存・利用に関する知見を身につける機会を提供する必要がある。したがって、こうした研修の実施に当たっては、可能な限り、受講対象者の門戸を広げることが望ましい。また、館は、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要と考えられる場合には、法人等又は個人を対象として研修を行うこともできる。

○ [略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

[同左]

第2節 利用の促進

(簡便な方法による利用等)

第22条 [同左]

2 館は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

《留意事項》

<簡便な方法による利用等>

○ [同左]

○ 少なくとも目録上において「全部利用」とされている特定歴史公文書等については、インターネットの利用等により、一般に広く公開することができるため、こうした取組についても積極的にを行うよう努めるものとする。

また、インターネットの利用等により公開されている特定歴史公文書等は、特段の手続を経ることなく利用することが可能であるため、インターネット上で公開されている目録において、どの特定歴史公文書等がインターネットの利用等により公開されているのか判別できるようにしておくこととする。さらに、インターネットにおいて公開されている特定歴史公文書等に関する情報(インターネット上のデジタル画像のアドレス等)を合わせて伝えるなど、利用者に不要に手間を取らせることのないよう留意する。

なお、著作権者等から許諾等が必要なものは、許諾等を得た上で公開を行う必要があることに留意する必要がある。

[同左]

《留意事項》

<研修の意義>

○ [同左]

○ 例えば、地方公共団体等において公文書館が設置されている現状や今後の人材育成の必要性を踏まえれば、できるだけ多くの人に対して歴史公文書等の保存・利用に関する知見を身につける機会を提供する必要がある。したがって、こうした研修の実施に当たっては、可能な限り、受講対象者の門戸を広げることが望ましい。

○ [同左]

附 則

この決定は、令和7年4月1日から施行する。